

## 施暁と梵釈寺

小林 崇仁

はじめに

奈良から平安初期において、僧尼や優婆塞たちの多くは、盛んに山林修行を行っていたと考えられる。僧尼令第十三禪行条によれば、僧尼は太政官の許可を得た上で、山林にて修行をすることが容認されていた<sup>(2)</sup>。また優婆塞や優婆夷は、得度の条件として『法華経』と『最勝王経』の闍誦、礼仏の理解に加え、三年以上の浄行が課せられていた<sup>(3)</sup>。ここでいう「浄行」とは、八齋戒を受持し陀羅尼を唱えることが主要な要素とされるが、淳仁期には諸国の山林に隠れて「清行」を十年以上積んだ近土（優婆塞）に得度が許されている<sup>(5)</sup>ことから、「浄行」の場が主として山林であったことが推測される。また光仁期には、僧綱の奏上により、道鏡体制下に出された山林修行の禁制が解かれるとともに、「清行の者」を選んで十禪師とし、永年の供養が充てられた<sup>(8)</sup>。この時、十禪師に任ぜられた広達や永興は、『日本霊異記』によれば、吉野や熊野に修行し、村人に請われて呪を唱え、民衆からの帰依も篤く、菩薩と称されたという<sup>(9)</sup>。

桓武期に到り、長岡京・平安京への遷都、早良親王の配流など、政治と仏教に一定の距離を置く施策が見られる<sup>(10)</sup>が、同時に僧尼の浄行性を重視し、都を離れて山林にて修行に勤しむ僧尼をより奨励している。子嶋寺の報恩や室生寺の賢璟への支援などはその実例であろう。

日本古代の山林修行に関しては、和歌森太郎氏の山岳信仰に関する研究、堀一郎氏の山林優婆塞に関する研究、古江亮仁氏の山寺に関する研究をはじめ、既に蓄積がある。<sup>13</sup>特に蘭田香融氏は「古代の山林修行は、ふつういわれるように私度僧や民間的な呪者の独占するものでなかった。そして、また山寺や山房を中心とする山林仏教は、官大寺や宮廷の国家仏教に対立する性質のものではなく、むしろそれらと切り離すことのできない深い結びつきをもっていた」と述べている。また最近では国分寺や有力な私寺に併設された山寺の発掘調査等が報告されるなど、<sup>14</sup>当代の山林仏教のあり方、重要性が次第に明らかとなりつつある。

ただし、未だに取り上げられていない修行者の事例は多く、また山林修行を実践した当事者である僧尼の信念や目的意識、あるいはそれを護持した為政者の仏教信仰、という視点まで踏み込んだ考察は、必ずしも充分とは言えない。そこで今回は、桓武期の山林修行者で、延暦十一年(792)に山林修行に関する奏上を行った施暁(?・804)という人物と、桓武期の仏教政策を象徴する山寺であり、施暁との関係も伝えられる近江国滋賀郡の梵釈寺を取り上げたい。梵釈寺に関しては既に先行研究があり、<sup>15</sup>光仁・桓武期の仏教政策に関する論攷においても言及されている。<sup>17</sup>ただ施暁については、ほとんど触れられることはない。

本論攷では、まずは施暁の事績と、梵釈寺造営の経緯を確認した上で、「施暁の奏上」と「梵釈寺造営の詔勅」に焦点をあて、山林修行者の信念やそれを外護した為政者の意図を整理し、当代における山林修行の意義、仏教信仰のあり方について若干の考察を加えてみたい。

## 一、施暁の事績

延暦十一年(792)正月、伝灯大法師位にあつた施暁は、次のように奏上した。

傳燈大法師位施暁奏曰。窃以。眞理無二。帝道亦一。敷化之門是異。覆載之功乃同。故衛護萬邦。唯資於佛化。弘隆三寶。靡非帝功。夫沙門釋侶。三界旅人。離國離家。無親無族。或坐山林而求道。或蔭松柏而思禪。雖有避世出塵之操。不忘護國利人之行。而糧粒罕得。飢餓常切。伏望以本寺供。給彼住處。則緇徒獲全百年之命。聖化遠流千載之表。又山城國百秦忌寸刀自女等卅一人。俱發誓願。奉爲聖朝。自去寶龜三年。迄于今年。每年春秋。悔過修福。願其精誠。實可隨喜。伏望從其心願。咸令得度。並許之。<sup>18)</sup>

この記事は、九世紀末に菅原道真が六国史の記事を分類して再録した『類聚国史』のなかの「仏道部・度者」に掲載されている。年次からして、この記事は本来『日本後紀』に収録されていたと考えられるが、該当箇所は『日本後紀』の欠佚部にあたる。

ここで施暁は二点を願ひ出ている。一つは、僧侶は世俗を離れ、山林に入つて修行することを旨とするが、食料を得るのが困難であり、常に困窮しているから、僧侶の所属する本寺の供料を、山林修行の住処に給付して欲しいということ。二つには、山城国の秦刀自女ら、朝廷のため長年にわたり悔過を修した者に、得度を認めて欲しいということである。これらの奏上はともに裁可された。

これより以前、称徳天皇が崩御し、弓削の道鏡(?・772)が左遷されると、宝亀元年(770)には興福寺の慈訓(691・77)や大安寺の慶俊(生没年不詳)らが僧綱に復帰した。その奏上により、称徳―道鏡体制において天平宝字八

年(764)から禁止されていた山林での修行が許されている。さらに宝龜三年(772)には、持戒や看病にすぐれた僧を十禪師とし、終身の供養が充てられている。このように光仁期に到り、僧尼の山林修行を認め、讃える施策が見られるものの、山林修行を志求するすべての仏者に対し、修行の保証が与えられたという訳ではなかった。施暁の奏上にも見られるように、修行者の多くは常に困窮していたのであろう。こうした状況下、施暁の奏上により、本寺の供料をもつて修行の住処に給付することが許されたのである。その後の山林仏教の発展を考える上で、この奏上は重要な意味をもつのではないか。

その後、施暁は僧綱に列し、少僧都まで昇進したことが知られる。つまり翌年の延暦十二年(793)二月、施暁は律師に補任された<sup>19)</sup>。さらにその四年後の同十六年(797)正月には少僧都に進み<sup>20)</sup>、在任のまま同二十三年(804)に入滅したと伝えられる<sup>21)</sup>。

また、施暁の学系に関しては、『僧綱補任』に「行基菩薩の孫弟子、光信大徳の弟子」とある。光信大徳とは宝龜三年(772)に設置された十禪師に名前が見える「光信」と見てよいだろう<sup>22)</sup>。また光信は、『扶桑略記』の天平二十一年(749)二月二日条に、行基が没する時、その四十九院を悉く付嘱されたという<sup>23)</sup>。おそらく施暁は、行基、さらには光信の系譜に連なり、若かりし頃より山林修行に励んだものと考えられる。

なお、施暁の出自については不明であるが、先に挙げた奏上のなかに、山城国の秦氏の刀自女らの得度を願っていることから、山城国葛野郡を本貫とし、平安京遷都の造営を支えた秦氏との関わりが深かった可能性もあるだろう。

施暁に関するこれらの史料により、山林修行に関する奏上を行ったこと、行基や光信の系譜に連なること、僧綱に列したこと、そして秦氏との関わりが憶測されること、などが確認される。

さて、次の図表は、当時の僧綱の構成員をまとめたものである。<sup>25)</sup>

延暦十六年	797	善珠	行賀、等定	等定、 <b>施暁</b>		善藻、善謝、 <b>施暁</b> 、勝虞、如宝
延暦十五年	796		行賀	行賀、等定		善上、善藻、善謝、 <b>施暁</b>
延暦十四年	795			行賀、等定		善上、善藻、善謝、 <b>施暁</b>
延暦十三年	794			行賀、等定	善栄	善上、善藻、善謝、 <b>施暁</b>
延暦十二年	793		賢璟	行賀、等定	善栄	善上、等定、善藻、善謝、 <b>施暁</b>
延暦十一年	792		賢璟	行賀、玄憐	善栄	善上、等定、善藻、善謝
延暦十年	791		賢璟	行賀、玄憐	善栄	善上、等定、善藻、善謝
延暦九年	790		賢璟	行賀、玄憐	善栄	善上、等定、善藻、善謝
延暦八年	789		賢璟	行賀、玄憐	善栄	善上、玄憐、善藻
延暦七年	788		賢璟	行賀	善栄	善上、玄憐、善藻
延暦六年	787		賢璟	行賀	善栄	善上、玄憐、善藻
延暦五年	786		賢璟	行賀	善栄	善上、玄憐、善藻
延暦四年	785		賢璟	行賀	善栄	善上、玄憐、善藻
延暦三年	784		弘耀、賢璟	賢璟、行賀	善栄	行賀、善上、玄憐
延暦二年	783		弘耀	賢璟	善栄	鏡忍、行賀
延暦元年	782		弘耀	賢璟	善栄	鏡忍、行賀
			大僧都	少僧都	中律師	律師

年号	西曆	僧正	大僧都	少僧都	中律師	律師
延曆十七年	798		行賀、等定	施曉		善謝、勝虞、如宝、惠雲
延曆十八年	799		行賀、等定	施曉		善謝、勝虞、如宝、惠雲
延曆十九年	800		行賀	施曉		善謝、勝虞、如宝、惠雲
延曆二十年	801		行賀	施曉		善謝、勝虞、如宝、惠雲
延曆廿一年	802		行賀	施曉		善謝、勝虞、如宝、惠雲
延曆廿二年	803		行賀	施曉		善謝、勝虞、如宝、惠雲
延曆廿三年	804			施曉		善謝、勝虞、如宝、惠雲
延曆廿四年	805			勝虞、常騰		勝虞、如宝、惠雲、均籠、常騰
大同元年	806		勝虞、玄寶	勝虞、常騰、泰信、如宝		如宝、惠雲、均籠、永忠
大同二年	807		勝虞、玄寶	常騰、如宝、泰信		惠雲、均籠、永忠
大同三年	808		勝虞、玄寶	常騰、如宝、泰信		惠雲、均籠、永忠
大同四年	809		勝虞、玄寶	常騰、如宝、泰信		惠雲、均籠、永忠

施曉が律師に就任した前年の延曆十一年(792)、少僧都玄憐が僧綱を辞任、あるいは入滅している。おそらくはその補欠として、翌十二年(793)二月には東大寺別当で桓武天皇や梵釈寺との関わりのある等定(721・800)が少僧都に昇進し、さらに施曉が律師に就任したと考えられる。この時の僧綱の首は、室生寺の造営や平安京の遷都に関わり、やはり桓武天皇と親交の篤かった大僧都賢璟(705・793)であった。<sup>26)</sup> また通常、僧正の位は空席であるが、早良親王の怨霊に悩む安殿親王(平城天皇)の病氣平癒に功があったとし、延曆十六年(797)正月には、興福寺僧で秋篠寺開山の善

珠（723・797）が僧正に直任され、この時、等定と施暁がともに昇進を果たしている。こうした状況を概観するに、賢璟、等定、善珠など、桓武天皇と親交深い智行具足の僧たちが、僧綱の中樞を担ってきていたことが知られ、施暁も彼等と近い関係にあったことが想起される。

この推測を裏づける興味深い説話が『日本靈異記』に伝えられる。光仁天皇の治世、肥前国にて蘇生した男が、黄泉での見聞を語るには、かつて白米の綱丁（精米された米を京に送る輸送係の長）をしていた遠江国の物部古丸なる男が、官吏の権威を仮りて不正を犯した悪業により、地獄に堕ちて苦しんでいたという。古丸が願うところは、法華經を書写して我が罪を滅して欲しいとのことであった。この見聞は文書にされ、太宰府から朝廷に送られたが、当時は信用されず、そのままになっていた。二十年後、菅野真道が大弁官に就任し、その文書を見て桓武天皇に奏上した。すると桓武天皇は「施皎僧都」を招請し、「世間の衆生、地獄に至りて苦を受くること、二十余年を経て免るやいなや」と問うと、施皎は「苦を受くる始なり。何を以てか爾れを知る。人間の百年を以て地獄の一日一夜とす。故に未だ免れず」と答えたという。桓武天皇が遠江国に確認すると、古丸の不正が事実と判明した。そこで天皇は古丸の御霊の苦しみを救うため、延暦十五年（796）に経師四人を召して法華經を書写させ、さらに善珠を講師に、施皎を読師に迎えて、平城京の野寺にて大法会を行ったという<sup>27</sup>。

ここでいう「施皎」は僧都とされていることから、「施暁」のこととして差し支えないだろう。この説話に伝えられる法華經写経と法会については、他に所伝は見えず、すぐさま事実と断定できないとしても、施暁は桓武天皇から信頼され、仏法に関する疑問について教導したり、善珠を補佐して法会を執行する役割を担っていたものと推察される。おそらく施暁は、賢璟・等定・善珠ら、当時の仏教界を代表する人物たちと近い関係にあり、僧綱や朝廷の仏教政策にも発言力があつたのではないだろうか。

しかし延暦年間も後半になると、それまでの僧綱の中心人物が、相次いで辞任あるいは入滅している。大僧都等定・行賀(729・803)が示寂した後、通例では施暁が大僧都に昇進してもおかしくはないが、『僧綱補任』によれば、施暁は延暦二十三年(804)のある月日に入滅したとされる。実際に施暁は早逝であったのか、あるいは他の事情があつたのか、真相は不明であるが、同年の十一月には、菅野真道(741・814)と石川河主(754・830)をして「僧綱の政を監ぜしむ」とある。菅野真道は、桓武天皇の信任が厚く、平安京への遷都の事業にも深く関与した人物であるが、先に挙げた『日本靈異記』の説話にも登場しており、施暁との接点も想起される。いずれにせよ、この時、少僧都施暁の不在に伴い、僧綱に多少なりとも混乱が生じたとも考えられる。

その直後、桓武天皇は病に伏せり、約一年間、当病平癒のための様々な方策がとられる。その早い段階で、元興寺の律師勝虞(732・811)を請じて鷹犬の放生が行われ、翌日に勝虞は少僧都に補任された。<sup>20)</sup>これ以降、勝虞を筆頭に、常騰(740・815)、玄賓(?・818)、永忠(743・816)らが僧綱の中心的役割を担ってゆく。ここで僧綱の構成員は一変した感があるが、いずれも為政者からの信頼が厚く、山林修行や修学にすぐれた人物である。<sup>21)</sup>おそらく施暁の後も、僧綱に補任された僧たちの性格は、基本的に同様の傾向にあつたものと考えられる。

先に挙げた山林修行に関する施暁の奏上は、僧侶自身の発言として記されており、この時代においては貴重な史料である。加えて施暁は、当時の有力な僧たちと同様の性格を有していたと考えられることから、先の奏上を検討することにより、彼等の山林修行に関する共通理念を推測できるのではないだろうか。もつともこの奏上は、まずは承和七年(840)撰上の『日本後紀』に収録されたものであろうから、撰者である藤原緒嗣(774・843)を中心とした為政者側の意図も多少なりとも反映されているはずである。そうであるとするれば、施暁の奏上は、僧綱のみならず、為政者側にも共有されうる認識でもあり、その意味でも当時の山林修行に関する重要な史料と見るべきであらう。



## 二、梵釈寺造宮の経緯

ところで施暁は、僧綱に列せられる以前、梵釈寺が造宮された当初の住持であったとの伝がある<sup>(31)</sup>。ただしこれは後世になって『本朝高僧伝』に初出する説であり、その根拠は薄弱であるとの指摘がある<sup>(32)</sup>。ここでは、梵釈寺経営の経緯を確認しつつ、施暁と梵釈寺との関係を考察したい。

梵釈寺は、桓武天皇により建立された寺院である。その所在地は、滋賀県大津市滋賀里町、琵琶湖の南西に位置し、滋賀県と京都府を隔てる山中にあつたとされる。近くには天智天皇の勅願とされる崇福寺（志賀寺・志賀山寺）があり、二つの寺院の所在地をめぐって論争が展開された。現在では、三尾根にまたがって存在する主要伽藍の遺構のうち、北二尾根を崇福寺、南尾根を梵釈寺とする福山敏男氏の見解が有力である<sup>(33)</sup>。

梵釈寺創建の時期について、『続日本紀』には延暦五年（786）正月「近江国滋賀郡に始めて梵釈寺を造す」とあり、『元亨釈書』もこれに従う<sup>(35)</sup>。また『七大寺年表』では同年三月に勅命にて建立とし、僧綱補任<sup>(36)</sup>は延暦四年の造立と伝える<sup>(37)</sup>。多少の相異はあるが、これらは概ね、延暦五年頃、勅命によって創建されたとの説である。

さらに、同七年（788）には下総・越前二国の封戸、各五十戸が施入され<sup>(38)</sup>、同十一年（792）には近江国の水田百町が施入されている<sup>(39)</sup>。そして同十四年（795）には次の詔勅が発せられた。

詔曰。眞教有屬。隆其業者人王。法相無邊。闡其要者佛子。朕位膺四大。情存億兆。導德齊礼。雖遵有國之規。妙果勝因。思弘無上之道。是以披山水名區。草創禪院。盡土木妙製。莊飭伽藍。名曰梵釋寺。仍置清行禪師十人。三綱在其中。施近江國水田一百町。下總國食封五十戸。越前國五十戸。以充修理供養之費。所冀還經馳驟。永

流正法。時變陵谷。恒崇仁嗣。以茲良因。普覃一切。上奉七廟。臨寶界而增尊。下覃万邦。登壽域而洽慶。皇基永固。卜年無窮。本枝克隆。中外載逸。綿該幽顯。傍及懷生。望慈雲而出迷途。仰惠日而趣覺路。<sup>⑩</sup>

これによれば、山水の勝地を拓いて禅院を草創し、土木の妙製を尽くして伽藍を裝飾し、梵积寺と号したことが知られる。そして浄行の禅師十名を置き、三綱はその中から任ぜられることとなった。おそらくこの頃には、その造営が一応の完成を見たものと考えられる。なお『延喜式』主税寮式によると、近江国より「梵积寺料六百七十六束」、武藏国より「梵积寺四王料七千七百束」が充てられ、大藏省式によれば、毎年九月五日以前に「梵积崇福両寺僧料綿二百屯」<sup>⑪</sup>が送られている。既に桓武天皇は、子嶋寺や室生寺などの山寺に対し、造営の支援を行っているが、梵积寺の場合は、その造営に関わる詔勅が正史に残され、かつ後世まで国家の重要な寺院として機能していたことからして、この詔勅は、当時の為政者の仏教信仰を物語る貴重な史料ではなからうか。後に改めてその内容を検討したい。

次に、施暁と梵积寺との関係について考察を加えたい。施暁と同時代の史料には、当時、僧綱に列していた等定、常騰、永忠の三者について、それぞれ梵积寺と関係があったことが確認される。

まず等定は、延暦九年(790)に律師に就任したのち、同十二年(793)に少僧都、同十六(797)年に大僧都に昇進している(この二度の昇進に合わせて、施暁が律師、少僧都に補されている)が、同十八年(799)に到り、等定は高齡を理由に僧官を辞職することを求めている。これを認めた詔報のなかで、「梵积寺の事は、休息の閑に、時に檢校を加えよ<sup>⑫</sup>」と命じられている。等定は翌十九年(800)七月に八十歳で入滅しており、<sup>⑬</sup>実質的な梵积寺の経営に携わったというよりは、時折これを監督する立場であったと考えられる。等定は東大寺の実忠(726・?)の弟子で、学徳を以て世に知られ、河内西琳寺の大鎮に就任し、<sup>⑭</sup>同寺を修復したとされる。桓武天皇の師範とも言われ、<sup>⑮</sup>親交が深かったとされる。延暦二年(783)には東大寺別当に任ぜられるが、<sup>⑯</sup>遷都反対の中心勢力となる可能性をもつ東大寺に、親し

い等定を送りこむことは、極めて有効な手段であったと評されている。<sup>(48)</sup> また僧綱に列した後は、同十三年(794)に豊前八幡、筑前宗像、肥後阿蘇の三社に遣わされ神前読経をして<sup>(49)</sup>いる。

また常騰については、延暦二十二年(803)に「崇福寺は先帝の建つる所なり。宜しく梵釈寺別当大法師常騰をして、兼ねて検校を加えしむべし」との制があった。常騰は、俗姓は高橋氏、京兆の人で、はじめ興福寺の永厳(生没年不詳)に師事し法相を学び、のち西大寺へ移ったという。経論の学究にすぐれ、多くの経論に註釈を加えたとされる。同二十四年(805)六月に律師に補任され、七月には度者を賜り、ついで九月に少僧都に任ぜられ、弘仁六年(815)に七十六歳で示寂している。<sup>(50)</sup> よつて、常騰が梵釈寺別当であったのは、僧綱に入る以前、六十四歳前後のこととなる。

そして永忠に関しては、弘仁六年(815)に嵯峨天皇が近江国滋賀韓崎に御幸し、梵釈寺にて詩を賦した際、大僧都永忠が自らの手で茶を煎じて奉つたという。<sup>(51)</sup> 永忠は、俗姓は秋篠氏で、宝亀初に入唐し西明寺などにて学んだ後、延暦末に帰朝したという。大同元年(806)正月には度者二人を賜り、同年四月に律師、弘仁元年(810)に少僧都、同六年(815)には大僧都に任ぜられている。<sup>(52)</sup> また『元亨釈書』によれば、帰朝後、勅命により梵釈寺をつかさどつたとされるが、他に傍証はない。永忠が梵釈寺で嵯峨天皇に茶を献じた時、近くの崇福寺では永忠と共に同じく大僧都の護命(750・834)も衆僧を率いて御幸を出迎えている。あるいは、永忠や護命たちは、御幸に先んじて寺に滞在していた可能性もあるだろう。永忠はその翌年の同七年(816)、七十四歳にて遷化している。<sup>(53)</sup>

このように、梵釈寺にゆかりの人物として、僅かに三人の事例が確認できる。つまり、延暦十八年(799)に僧綱を辞した等定が休息の間に梵釈寺を検校したこと、同二十二年(803)頃には常騰が梵釈寺別当を務めていたこと、弘仁六年(815)に永忠が梵釈寺にて嵯峨天皇に茶を献じたことの三点である。ただし、これだけではあまりに断片的であり、初期の梵釈寺の歴代住持や経営に関して、詳細は不明であるとせねばならない。ただし、三者はいずれも僧綱に列し

た人物であるから、同時期に僧綱にあった施暁が梵釈寺に関わったとしても不思議ではない。

一方、梵釈寺の創建に関しては、ある因縁譚が伝えられている。天台宗寺門派の高僧伝で、鎌倉末期頃成立とされる『寺門高僧記』などには、梵釈寺創建の背景として、藤原百川(732・779)に関する説話が伝えられる。<sup>(82)</sup>つまり、桓武天皇がまだ山部親王であった頃、百川は親王と相親しく、その踐祚を願って親王等身の五尺の梵天・帝釈の二天像を造立したという。後に念願かなって即位した桓武天皇は、延暦二年(783)に梵釈寺を建立し、二像を安置したというのである。この説話は『十訓抄』にも引かれ、百川の忠直を讃える事例として挙げられている。<sup>(83)</sup>

光仁天皇の皇太子は、山部親王の異母弟である他戸親王(761・775)であったが、聖武天皇の皇女であった母の井上内親王(717・775)の厭魅大逆の罪に連座し、廃太子している。<sup>(84)</sup>これによって、渡来系の高野新笠を母とする山部親王が立太子を遂げるが、この一連の出来事は、山部親王を擁立する藤原百川らの陰謀とされている。そもそも百川は式家宇合の八男であり、かつて藤原永手・良繼らと共に白壁王(後の光仁天皇)を擁立して道鏡を排斥した人物でもあったという。<sup>(85)</sup>宝龜十年(779)の薨伝には「天皇(山部親王)、甚だ信任し、委ねるに腹心を以てしたまう」と評されるほどで、親王をよく補佐し、親王の不豫に際しては「百川、憂色に形れて、医薬・祈禱備に心力を尽くす」とある。<sup>(86)</sup>百川は桓武天皇の即位を待たずして薨じたが、桓武天皇はその功績を重視し、即位後の延暦二年(783)、百川に右大臣を追贈している。<sup>(87)</sup>先の『寺門高僧記』に伝える延暦二年の梵釈寺建立とは、これを踏まえることであろうか。いづれにせよ、梵釈寺にまつわる百川の因縁譚については、他に傍証がなく、真偽は定かではないが、百川と桓武天皇の關係が深く結ばれていたことは事実であろう。

また、百川は山部親王の不豫に際し、「医薬」も「祈禱」も、つぶさに心力を尽くしたとあることが注目される。この不豫とは、宝龜八・九年(777・778)のことであり、この時、親王の当病平癒のため、神事・仏事による祈願はもと

より、大赦などの善行、さらには怨霊の慰撫などが行われ、室生山中では浄行僧五名によって延寿法が修されている。<sup>(69)</sup> これらの施策には、百川の発案によるものもあつたかもしれない。特に百川は「祈祷」にも尽くしたというから、この時の五畿内諸社・伊勢神宮・天下諸神への幣帛の奉納や、東大寺・西大寺・西隆寺における読経、あるいは室生山中での延寿法修法などは、百川の主導であつた可能性も高い。なおこの時の室生山中での延寿法については、賢璟がその指導的な立場にあつたと推測されている。<sup>(70)</sup> 賢璟はこの時、既に律師であつたが、後に大僧都まで昇進し、仰旨を蒙つて国家のために室生山寺を創建している。賢璟と桓武天皇を繋ぐ人物として、百川の存在を想定できるかもしれない。

また『元亨釈書』はより具体的に、百川と関係のあつた僧の名を挙げる。それが等定である。つまり、宝龜三年(772)正月に山部親王が立太子した際、百川は私かに等定に相談し、法力によつて山部親王の踐祚を祈るよう依頼したというのである。これを受けて等定は、親王の身の丈の梵釈二像を造り、修法を行ったとされる。<sup>(71)</sup> もしこの説が正しいとすれば、等定は百川の依頼を受けて、早い段階から桓武天皇の即位を祈願し続けてきたことになる。そうであれば当然、もとより梵釈寺の経営にも関わつたであろうし、晩年に僧綱を辞した等定が、なお梵釈寺の檢校を命じられているのも頷ける。

もつとも以上の桓武天皇の立太子や即位をめぐる梵釈寺創建の因縁譚は、どれも後世の史料によるもので、同時代の史料には見られない。中世になつて、桓武天皇即位の秘話として、百川・等定の暗躍がまことしやかに語られた可能性もあろう。ただし、百川や賢璟、そして等定らに関する断片的な史料、さらには事ある毎に仏神への祈願を重視していた当時の風潮から推論するならば、彼等が桓武天皇を擁立する立場にあり、不豫の際、あるいは即位に向け、何かしらの呪術的な祈祷を駆使したであろうことは、想像に難くない。次に述べるように、当時の為政者は浄行僧の

神力に期待するところが大きく、梵釈寺の経営は桓武期における山林仏教政策を象徴する事業であった。もし等定が早い段階から梵釈寺に関わっていたとするならば、等定と近い施暁も、それに関わっていた可能性もあながち否定できない。そもそも施暁自身が桓武天皇との関係が伝えられ、十禪師光信の流れを汲む山林修行に熱心な僧であったと考えられることから、初代住持であったかは別にしても、梵釈寺の経営に関わった可能性は、むしろ高いと見てよいのではないだろうか。

### 三、「施暁の奏上」と「梵釈寺造営の詔勅」

次に「施暁の奏上」と「梵釈寺造営の詔勅」に見られる両者の理念を検討したい。

その前に、光仁期における僧綱と天皇、両者の理念を確認しておこう。まず宝亀元年(770)、称徳―道鏡体制が崩壊し、光仁天皇が即位すると、すぐさま僧綱は次のように奏上している。

僧綱言。奉去天平寶字八年勅。逆黨之徒。於山林寺院。私聚一僧已上。讀經悔過者。僧綱固加禁制。由是。山林樹下。長絶禪迹。伽藍院中。永息梵響。俗士巢許。猶尚嘉遁。況復出家釋衆。寧无閑居者乎。伏乞。長往之徒。聽其脩行。詔許之。<sup>76</sup>

ここで天平宝字八年(764)より禁じられていた、山林寺院での読経・悔過が認められている。この時の僧綱は、世俗の巢父や許由でさえ、隱遁生活をよしとするのであるから、出家者が山林に閑居して修行するのは当然であるとの

見解を示していた。

一方、光仁期の仏教政策、天皇の仏教観としては、次の二点が特徴的である。まず、宝龜三年（772）には、

禪師秀南。廣達。延秀。延惠。首勇。清淨。法義。尊敬。永興。光信。或持戒足稱。或看病著聲。詔宛供養。並終其身。當時稱爲十禪師。其後有闕。擇清行者補之。<sup>75</sup>

とあるように、「持戒」「看病」にすぐれた浄行僧を十禪師とし、終身の供養が充てられている。さらに、次の宝龜十一年（780）の詔勅には、光仁天皇の仏教観が顕著と思われる。

詔曰。朕以。仁王御曆法日恒澄。佛子弘猷惠風長扇。遂使人天合應邦家保安。幽顯致和鬼神無爽。頃者彼蒼告譴灾集伽藍。眷言于茲。情深悚悼。於朕不徳雖近此尤。於彼桑門寧亦無愧。如聞緇侶行事与俗不別。上違无上之慈教。下犯有國之道憲。僧綱率而正之。孰其不正乎。又諸國國師。諸寺鎮三綱。及受講復者。不願罪福專事請託。員復居多侵損不少。如斯等類不可更然。宜修護國之正法。以弘轉禍之勝縁。凡厥梵衆。知朕意焉。<sup>76</sup>

この詔勅の六日前、落雷があり、京中の数寺が焼失している。特に新薬師寺の西塔、葛城寺の塔と金堂はすべて焼失してしまった。<sup>75</sup> これを受けて天皇は、落雷は朕の不徳の致す所ではあるが、仏者にも愧ずべき所があるとする。つまり「仁王、曆を御して法日恒に澄み、仏子、猷を弘めて惠風長く扇く。遂に人天合應して邦家保安に、幽顯和を致して鬼神爽うこと無からしむ」とあるように、天皇が仏法を護り、仏者が修道に励めば、天はそれに呼応して国家は安寧であるとし、僧侶は「護国の正法を修して、以て転禍の勝縁を弘むべし」とする。

桓武期においても、およそそれ以前からの理念、つまり仏者が修道に務めることにより、天下が安寧であるとの考え方を引き継いでいる。しかも光仁期に比べると、こうした理念に基づく事例は頻繁に見えるようになり、仏教に關してより積極的であつたことが窺える。例えば典型的な事例として、延暦四年（785）には、

勅曰。出家之人本事行道。今見衆僧。多乖法旨。或私定檀越。出入閭巷。或誣稱佛驗。註誤愚民。非唯比丘之不慎教律。抑是所司之不勤捉搦也。不加嚴禁。何整緇徒。自今以後。如有此類。擯出外國。安置定額寺。<sup>(76)</sup>とあるように、出家者の本分は仏道修行にあるとし、檀越や民衆への布教や呪法を禁じて、違法の僧を取り締まるとともに、

勅曰。釋教深遠。傳其道者。緇徒是也。天下安寧蓋亦由其神力矣。然則惟僧惟尼。有德有行。自非褒顯。何以弘道。宜仰所司。擇其修行傳燈無厭倦者。景迹齒名。具注申送。<sup>(77)</sup>

とあるように、天下の安寧は僧尼の神力によるとして、有行有徳の僧尼を顕彰したことが挙げられる。これらの詔勅にあるように、桓武天皇が仏教者に期待していたのは、民間での布教や呪法ではなく、世俗を離れての仏道修行であり、それにより天下の安寧が將される（保たれる）との考えが見て取れる。

こうした時代意識のなかにあつて、施暁は次のように奏上を行っている。

傳燈大法師位施暁奏曰。窃以。眞理無二。帝道亦一。敷化之門是異。覆載之功乃同。故衛護萬邦。唯資於佛化。弘隆三寶。靡非帝功。夫沙門釋侶。三界旅人。離國離家。無親無族。或坐山林而求道。或陰松柏而思禪。雖有避世出塵之操。不忘護國利人之行。而糧粒罕得。飢餓常切。伏望以本寺供。給彼住處。則緇徒獲全百年之命。聖化遠流千載之表。又山城國百秦忌寸刀自女等卅一人。俱發誓願。奉爲聖朝。自去寶龜三年。迄于今年。每年春秋。悔過修福。願其精誠。實可隨喜。伏望從其心願。咸令得度。並許之。<sup>(78)</sup>

この奏上は、先に見た光仁期の僧綱の理念と同様の立場に立ち、より明確化した表現として述べられている。まず注目したいのは、僧侶の本分を明言したことである。つまり「夫れ沙門の積侶は、三界の旅人なり。國を離れ家を離れて、親無く族無し。或いは山林に坐して道を求め、或いは松柏に蔭れて禪を思ふ」とあるように、僧侶は世俗を



離れて山林に入り、修道修禪に励むものであるとする。さらに「世を避け塵を出ずるの操有りと雖も、国を護り人を利するの行を忘れず」と補足し、僧侶は避世出塵（自利行）を志すが、同時に護国利人（利他行）も忘れることはないと述べている。これは光仁期の僧綱の奏上には見られない点であった。施暁は、行基・光信に連なる僧であったから、ここにその姿勢が継承されているとも考えられる。

さらに注目すべきは、そうした修行者の支援を天皇に求めたということである。僧侶の本分である出世間とは、言い換えれば世俗における生業の放棄である。インド以来の伝統として、出家者は乞食行あるいは檀越による布施等によってそれを補ってきた。しかし延暦四年（785）には、僧侶が私的に檀越を定めて閭巷に出入りしたり、山林寺院にて要請を受けて呪法を行うことが禁じられている<sup>(80)</sup>。山居修道を志す者にとつて、これらの禁制はまさに「糧粒得ること罕<sup>まれ</sup>にして、飢餓常に切なる」なる状況を引き起こし、修道に支障をきたしたものと思われる。この状況において、頼るべきはやはり天皇であったのだろう。施暁は山林修行への理解と支援を天皇に求めている。つまり「万邦を衛護するは唯だ仏化に資<sup>よ</sup>るのみにして、三宝を弘隆するは帝功に非ざるは靡<sup>な</sup>し」あるいは「伏して望むらくは、本寺の供を以て、彼の住処に給らんことを。則ち緇徒、百年の命を全うすることを得て、聖化、遠く千載の表に流れん」とあるように、施暁は仏法による護国を強調し、本寺の供料を山林修行の住処へ支給することを願い出た。仏者の山林修行は護国利人に通ずるものである、それ故、天皇がこれを外護すれば、仏者はいつそう修道に励み、ひいては国家の安寧につながる、との主張である。既に光仁期以来、仏者の修道が天下の安寧に寄与するとの考え方が潮流としてあればこそ、朝廷の側にとつても、施暁の奏上は承認しうるものであったと考えられる。この奏上が裁可されたことにより、山林修行者は以前より安定した経済基盤を確保したのであるが、同時に鎮護国家に寄与するという役割を明確に負ったとも言えよう。施暁の奏上は、その後の仏教のあり方を左右する意味でも、重要な表明であったと思われる。

次に、梵釈寺造営の詔勅を見たい。

詔曰。眞教有屬。隆其業者人王。法相無邊。闡其要者佛子。朕位膺四大。情存億兆。導德齊礼。雖遵有國之規。妙果勝因。思弘無上之道。是以披山水名區。草創禪院。盡土木妙製。莊飭伽藍。名曰梵釋寺。仍置清行禪師十人。三綱在其中。施近江國水田一百町。下總國食封五十戸。越前國五十戸。以充修理供養之費。所冀遠經馳驟。永流正法。時變陵谷。恒崇仁祠。以茲良因。普覃一切。上奉七廟。臨寶界而增尊。下覃万邦。登壽域而洽慶。皇基永固。卜年無窮。本枝克隆。中外載逸。綿該幽顯。傍及懷生。望慈雲而出迷途。仰惠日而趣覺路。

その内容は、先に挙げた山林修行者の支援を要求した施暁の奏上に応えるかの如く、桓武天皇が仏法の外護を高らかに宣言したものである。つまり、「眞教に属有りて、其の業を隆んにする者は人王なり。法相は無辺にして、其の要を闡わす者は仏子なり」あるいは「徳を導ぎ礼を齊え、有国の規に遵うと雖も、妙果勝因、無上の道を弘めんことを思う」と述べているように、為政者と仏者との立場を明確化（仏法を護持する天皇、仏法を弘教する仏者）した上で、天皇はあくまで世俗の倫理規範に従いつつも、仏法を外護するという立場を表明している。先ほどの施暁の奏上に見た、仏者の本分は出世間であるが、世俗における護国利人を忘れないとの理念とは逆に、ここには、天皇の本分は世俗における政治にあるが、出世間である仏法の外護を懈らないとの理念が見て取れる。

さらにこの詔勅には、仏法を護持する目的（梵釈寺造営の目的）、それにより望まれていた果報についても明記されている。つまり「冀う所は、還は馳驟に経るとも、永えに正法を流し、時は陵谷を變ずとも、恒に仁祠を崇むることなり。茲の良因を以て、普く一切に覃ぼさん。上は七廟を奉じ、宝界に臨みて尊を増し、下は万邦に覃び、寿域に登りて慶を沾くせん。皇基永えに固く、年の無窮を卜し、本枝克く隆え、中外に載逸たり。綿ら幽顯に該え、傍た懷生に及び、慈雲を望みて迷途を出で、恵日を仰ぎて覺路に趣かん」との箇所である。天皇が仏法を末永く護持すると

いう善因（具体的には山水名区に禪院を建立し、封戸や水田を施入し、淨行の禪師を置くこと、つまり梵釈寺の造営）の功德を一切に及ぼすこと、つまり、上は皇祖から下は万靈にいたる冥福、皇統の永続と万民の豊樂、さらに究極的には一切衆生の解脱と菩提が期されていたことが確認できる。

このように、梵釈寺造営の詔勅は、特に山林淨域における仏者の修行・修学に対する永世の外護を表明し、その善因の功德によつて、皇統と万民の現当二世にわたる安樂、ひいては仏果を期待したものであった。<sup>82</sup> こうした発想は桓武期以前より縷々見られたが、梵釈寺の造営という具体的な施策として結実しているところに、桓武天皇の仏教信仰の一端を窺い知ることができらるだろう。

#### 四、桓武期の仏教政策と梵釈寺

梵釈寺造営の詔勅には、「天皇の仏法護持↓仏者の修道↓天下の安寧」という信仰が明示されていた。また当時の詔勅には「天下の安寧は、緇徒の神力による」、<sup>83</sup>天下が安寧であるのは「神靈の降祥、仏子の修善の致す所」<sup>84</sup>といった考え方が見られる。歴代の為政者が、事ある毎に神社に奉幣し、あるいは僧尼に読経、悔過、修法をさせるなど、神事・仏事が双修されてきた背景には、こうした信仰が色濃く反映しているものと推測される。その意味で、為政者はじめ人々は、僧尼に期待するところが大きかった。

それ故、仏法を担う僧尼の才徳が問われることとなる。この時期、淨行や修学に励む僧に施物を与えて奨励したり、

破戒僧を取り締まったり、年分度者や講師の制度を整備して諸宗の興隆を促すなど、僧尼の才徳を高める施策が見られるのは、その為であろう。

例えば、延暦十六年(797)には僧延尊ら四人が「山中にて苦行し修道した」として稲が施与され、同二十一年(802)には「身を伽藍に住して、聖教を研するを志し、伝灯の労怠ること無く、瑩珠の勤に倦まず」として、「智行二科」にすぐれた元興寺・薬師寺・弘福寺・東大寺の僧四十三人に布等が施与されている。<sup>(85)</sup>

その一方で、同十七年(798)には「破戒の僧、或いは生産を営む」僧尼が、寺院に居住して供養を受けることを禁止し、同二十三年(804)にも「頃年、諸国の緇徒、多く戒行を虧く」との指摘があった。ただし、どちらの時も、過ちを改め修行に励むのであれば、本寺に戻ることが許されている。<sup>(86)</sup>

また年分度者制については、延暦十二年(793)に「漢音を習うに非ざれば、得度せしむること勿かれ」とされ、同十七年(798)には「道を弘め戒を持するは事真僧に資り、世を救い人を化するの貴きは高德に在り」として、「年三十五以上にして、操履已に定まり、智行崇む可くして、兼ねて正音を習い、僧為るに堪えたる者」との基準が設けられ、経論の義解に関する試験が課せられた。ただし同二十年(801)には、すぐれた人物に道を開く意味で、年齢制限が「年二十已上の者」と変更されている。<sup>(87)</sup> さらに同二十二年(803)には三論・法相各五人とされ、同二十三年(804)に二宗の学生の修得すべき經典などが示された。<sup>(88)</sup> また御齋会の時の得度者について、試験と報告を徹底せよとの制が出されている。<sup>(89)</sup> そして桓武天皇の最晩年(806)には、「災いを禳いて福を植うるは、仏教最勝なり。善に誘いて生を利するは、斯の道に如くは無し。〈中略〉今仏法を興隆して群生を利樂せんと欲す」として、五宗(華嚴・天台・律・三論・法相)に年分度者を認め、課試の時の及第基準を詳細に定めた詔勅が示されている。<sup>(90)</sup>

さらに講師については、延暦十四年(795)に国師を改めて講師とし、国毎に一人置かれることとなり、同十六年

(797)には講師が寺の庶務、僧尼の指導にあたるよう命ぜられている<sup>96</sup>。さらに同二十三年(804)には、「智行称す可く、人の師為るに堪えたる者を簡びて、擢んでて講師に任じ、釈侶を化導せしめよ」との詔勅があり、同二十四年(805)に至つては、「大智を簡びて講師に任じ、小識を挙げて読師に補し、限るに六年を以て期と為さんことを」との僧綱の奏上が認められ、「年四十五已上の心行已に定まり、始終易らざる者を簡びて補すべし」と勅された<sup>98</sup>。

このように桓武後期に到り、僧尼の才徳を高める政策が頻繁に出され、年分度者と講師の制度が次第に整備されていったことが窺える。ここで共通して求められているのは、「智行」の僧であろう。つまり、伽藍や山寺に居住して聖教を研して修学を積むとともに、世俗を離れて山林に入り持戒堅固に修行に励む僧である。そうした有行有徳の僧尼の神力、修善の功徳により、天下の安寧が將される(保たれる)と考えられていたからである。僧尼の智行を重視する潮流にあつて、これに堪えず還俗する僧もあつた。例えば延暦十九年(800)に、薬師寺僧景国は「性、遲鈍のため、修学に堪えず<sup>99</sup>」と申し出、また大安寺僧孝聖は「性、尪弱により、修行に堪えず<sup>100</sup>」と申し出て、それぞれ還俗が許されている。

また一方で、僧尼や仏法の神力を頼みにすればこそ、それが為政者にとって不利に作用することを恐れたものと思われる。仏教に尊信的な政策が見られる反面、それを制限するような施策、つまり私的な布教や呪法、私寺の建立や寺院への田宅の施入、さらには王臣や寺家が山林を占有することについての禁制が頻繁に見られるのは、その為であろう。

例えば、私的な布教や呪法については、そもそも僧尼令第五非寺院条や第二十三教化条にて、私的な布教が禁ぜられ<sup>101</sup>、僧尼令第二卜相吉凶条では、仏法の持呪ではない小道や巫術による療病が禁ぜられていたか、延暦四年(785)には「出家の人は本、行道を事とす」るべきであるのに「或いは私に檀越を定めて閭巷に出入し、或いは仏験を誣称

して愚民を誑誤す」としてこれを禁じ、違反の僧を外国へ追放し定額寺に安置している<sup>(10)</sup>。また同十四年(795)には「(この制に) 違反するもの弥又多し」として、僧綱に対して僧尼の指導を徹底するよう指示があり、さらに「使を七大寺に遣わして、常住の見僧尼を檢校せしめ」ている<sup>(10)</sup>。特に平城旧都にあつては元來寺院が多く、その動向に警戒していたと見え、「僧尼猥らなること多く、濫行屢は聞ゆ」として、同十七年(798)に藤原園人を使わして取り締まりが行われている<sup>(10)</sup>。また山林にあつては、同四年(785)に「僧尼、優婆塞、優婆夷等、陀羅尼を讀みて以て所怨に報い、壇法を行じて以て呪詛を縦にす」として、勅語によらずして山林寺院にて陀羅尼を讀み、壇法を行ずることを禁じ、同十八年(799)には、「沙門・擅ほしいままに本寺を去り、山林に隱住して、人の属託を受け、或いは耶法を行う。斯の如き徒、往々にして在り」とし、これを禁じて山林の精舎とそこに居住する比丘、優婆塞を調査し報告するよう指示があつた<sup>(10)</sup>。既に宝龜元年(770)の僧綱の奏上により山林修行の禁制が解かれ、また延暦十一年(792)の施暁の奏上により山林修行の住処に本寺の供料を給付することが認められているから、ここでは私的な要請により、何かしらの呪法を行うことが禁ぜられたと言える。このように、衢巷や山林にて、僧尼が王臣や民衆と私的な交流を持ち、布教や呪法を行うことを禁じていた。それによつて、国家に不利な状況が生じることを危惧していたものと考えられる。

さらにまた、有力な貴族が私寺を建立したり、田宅を施入することも禁じている。既に僧尼令第五非寺院条にて、僧尼が別に道場を建立することを禁じ、それを黙認した国郡司も処罰の対象とされ、また田令第二十六官人百姓条では、官人・百姓が寺院へ田宅園地を施入、売却することは禁止されている<sup>(10)</sup>。ところが実際には頻繁に行われていたと見え、延暦二年(783)には「私かに道場を立て、また田宅園地を將つて捨施し、并わせて売り易えて寺に与え」た場合、主典以上は解任、その他は杖八十の刑罰に処し、官司が黙認した場合も同罪とされた<sup>(10)</sup>。さらに同十四年(795)には、寺以外の名義で土地の売買契約を行い、実際には寺院に施入・売買される場合が往々にしてあるとし、これを禁止し

ている。<sup>119)</sup>

また山林の占有についても、既に天武四年(675)<sup>118)</sup>、慶雲三年(706)<sup>119)</sup>に禁制が出され、また雑令第九国内条にも「山川藪沢の利、公私これを共にす」とあるが、王臣家、諸司、寺家など、山林を占有してその利を独占しているとして、延暦三年(784)<sup>120)</sup>に禁制が出され、これを受けて同十年(791)<sup>121)</sup>には山背国にて土地の勘定が実施され、さらに同十九年(800)<sup>122)</sup>には伊賀国にてこれに違反があったとして、同十七年(798)<sup>123)</sup>の格に准じて科処された。ただしこの時、平安京に造営中の東西二寺のための材木については、切り出すことが認められている。<sup>124)</sup>

このように、私的な布教や呪法、私寺の建立や田宅の施入、山林の占有について、厳しく禁じられていた。特に平城旧都や山背国については、官吏を派遣したり、勘定を実施するなど、より警戒していたことが窺える。さらに山林において、僧尼が私的な要請を受けて陀羅尼を誦呪し壇法を修すなどは、呪詛・邪法と見なされていた。梵釈寺造営の詔勅にあるように、仏法を外護して、皇統の繁栄と万民の安寧を願うのは、まさに天皇なのであって、王臣や寺家が仏法の神力の加護を得て勢力を増すことは、制限されねばならなかったと考えられる。

こうして桓武期には、仏法や僧尼の神力への期待と畏怖を背景として、僧尼の才徳を高めるとともに、寺家の勢力を押さえる施策がとられた。あくまで天皇の外護のもと、僧尼が世俗と距離を置き、仏道修行に徹することが求められたのである。また僧尼のなかにも、山林修行を志す求道者が少なからずあったが、私的な檀越との関わりが制限される現状にあつて、施暁のように天皇の支援を求めて山林修行を実現しようとする動きが見られたのである。ここに修行者と為政者の相互依存の関係を垣間見ることができよう。山林修行の道場としての梵釈寺の造営は、為政者と求道者、両者の意志を反映した、新たな仏教信仰のあり方を象徴する事業であったと言えるのではないだろうか。

## 五、梵釈寺の機能

梵釈寺もその後しばらくは、当初の理念通り、山林淨域における仏者の修禪・修学の寺、ひいては国家の安寧を祈る寺として、重要視されていたようである。弘仁六年(815)には、嵯峨天皇の御幸に先立って、崇福寺・梵釈寺は「禪居の淨域、伽藍の勝地」であるが、「道俗相集いて、還りて仏地を穢す。馬を繋ぎ、牛を牽ぎ、犯汚良に繁し」として、これを戒めている<sup>10)</sup>。また嵯峨天皇の御幸に際しては、天皇はじめ群臣が詩を賦しており、『文華秀麗集』には、嵯峨天皇、大伴親王(淳和天皇)、藤原冬嗣の詩が収録されている<sup>11)</sup>。ここで梵釈寺は、「薜蘿の僧」「入定の老僧、隨縁の童子」が世俗を離れて住する「雪嶺の禪扃」「禪室」で、「蕭然にして太だ幽閑なり」と表現されている。既に嵯峨期には、出家者と在家者とが混在する状況が生じつつあったと見られるが、あくまで出家者の禪居修行の場であるとの朝廷の認識が窺える。

また梵釈寺は、一切経が具備された修学の寺でもあった<sup>12)</sup>。弘仁九年(818)に最澄が撰述した『守護国界章』には、「江州梵釈寺一切経内書写正本」が引用されており、この時既に梵釈寺には一切経が備えられていたことが知られ、最澄も梵釈寺にて修学し、これを披見した可能性もある。さらに承和元年(834)には、勅により関東諸国に一切経の写経が命ぜられていたが、翌年、これに加えて「今、亦た貞元并びに梵釈寺目錄所載の律論疏章紀伝集抄」についても、書写するよう指示が出されている<sup>13)</sup>。これにより、『梵釈寺目錄』が存在し、一切経をはじめ律論疏章等が掲載されていたことが知られる。さらに寛治八年(1094)成立の『東域伝灯目錄』にも「梵釈寺録」が引かれるなど、梵釈寺の蔵書は権威あるものとして、重んじられてきたと考えられる。



一方、弘仁十一年(820)には、常住寺にて铸造された四天王像が梵釈寺に安置され、貞観八年(866)の応天門の焼失に際しては、七日間の間、崇福寺にて僧二十名により大般若経が転読され、梵釈寺にて僧十名により四王秘法が修されている。また延暦七年(788)成立の『延暦僧録』、「長岡天皇菩薩(桓武天皇)伝」には、「近江に四天王寺を建て、請益を求め加う」とあるが、この「近江四天王寺」とは梵釈寺の別称とされる。これらをもとに、梵釈寺は四天王信仰に基づく寺院で、西方の難波四天王寺に対して、東方を守護する王城鎮護の寺院としての意味合いが強かったとの見解も出されている。確かに賛同し得る説ではあるが、四天王への信仰を強調しすぎると、「梵釈寺」という寺号の意味が看過されはしないだろうか。おそらく「梵釈寺」とは『金光明最勝王経』に由来するのであろう。『金光明最勝王経』には、この経を講説・流布すれば、梵天・帝釈天・四天王等の諸天善神が、講師・聴衆をはじめ、国土の人民を守護するという護国思想が説かれる。例えば、巻第五「依空滿願品第十」では、世尊の説法のために「大梵天王、無量の梵衆、帝釈、四王、及び諸の薬叉」が座より起きて世尊を礼拝し、「世尊よ、我等、皆、是の金光明微妙経典を守護し流通せんことを願う」とし、講師には諸難を除いて衆善を与え、聴衆には安樂を授けるとする。さらに「所在の国土に、若し飢饉、怨賊、非人に惱害せらるる者有らば、我等天衆、皆、擁護を為し、其の人民をして、安隱豊楽にして、諸の枉横を無からしめん」としている。こうした思想に基づき、奈良期以降、正月には宮中御齋会(金光明会)が行われ、また国分寺(金光明四天王護国之寺)では、当経の読誦・講説などがなされた。特に御齋会は、毎年正月八日から十四日までの七日間、宮中大極殿に齋食を設けて『金光明最勝王経』を講説し、国家の安穩を祈る講会であった。弘仁四年(813)以降、結願の日には内論義が行われ、貞観元年(859)以降は三会(興福寺維摩会・宮中御齋会・薬師寺最勝会)の講師を勤めた者が僧綱に任ぜられるなど、僧侶の修学の階梯としても重要な法会であった。この御齋会に、梵釈寺に置かれた十禅師は、毎年一人、聴衆として出仕するよう定められているのである。おそらく

「梵釈寺」とは、『金光明最勝王經』への信仰をもとに、梵釈二天、四天王、さらには諸天善神の加護を期した寺号であつたと考えられる。

それ故、天災や天皇の不豫など事ある毎に、近京の主要な寺院と共に、梵釈寺においても読経等が度々なされておられ、梵釈寺は護国の寺としても、重要な位置にあつたことが窺える。例えば、承和四年(837)の天災の際には、僧綱が「出家人道は国家を保護せんが為、設寺供僧は禍を滅し福を致さんが為なり」として諸寺による大般若經の輪転を申し出たことにより、梵釈寺以下二十ヶ寺にて法会が実施されている。<sup>13)</sup> また嘉祥二年(849)には、梵釈寺を含む十ヶ寺に新錢が施入されて読経が行われ、<sup>14)</sup> 同三年(850)には仁明天皇の不豫に際し、梵釈寺にて延命法が修されている。<sup>15)</sup> さらに斉衡三年(856)には文徳天皇の不豫により、名僧二百六十五人が請われて、梵釈寺を含む十四ヶ寺にて、一切經が読誦された。また貞觀五年(863)には新錢一千貫文が諸大寺に施入され修理料に充てられるが、梵釈寺にも錢十五貫、鐵十五廷が納められている。<sup>16)</sup> さらに貞觀八年(866)の清和天皇の不豫には、近京十六ヶ寺に加え梵釈寺、崇福寺等にて金剛般若經・般若心經の転誦がなされ、<sup>17)</sup> 元慶四年(880)の清和太上天皇不豫に際しては、梵釈寺を含む二十一ヶ寺にて大般若転誦、焼灯が行われた。<sup>18)</sup> また仁和元年(885)には藤原基經太政大臣の五十歳を祝し、梵釈寺を含む五ヶ寺にて大般若經の転誦が修されている。<sup>19)</sup>

このように梵釈寺は、桓武期以降においても、十禪師を置く山林淨域の修禪の寺、一切經具備の修学の寺、そして『金光明最勝王經』に基づく護国の寺として、重視されていたようである。しかし延喜二十一年(921)の崇福寺の大火を皮切りに徐々に衰え、さらに比叡山・園城寺の中間に位置したため、山門・寺門抗争の余波を受け、衰退の一途を辿り廃寺となつたとされる。

おわりに

施暁（?・804）は、行基の孫弟子、十禪師光信の弟子とされ、後世には近江国梵釈寺の初代住持と伝えられている人物である。延暦十一年（792）には、山林修行に関する奏上を行い、これにより山林修行の住処に本寺の供料を充てることが許された。同十二年（793）には律師、同十六年（797）には少僧都にまで昇進したが、同二十三年（804）に入滅している。

賢璟・等定・善珠など当時の僧綱に列した人物は、いずれも為政者からの信頼が厚く、山林修行や修学にすぐれた人物であった。おそらく施暁は、そうした人物たちと同様の性格を持ち、桓武天皇から信頼されて仏法に関して教導したり、善珠を補佐して法会を執行するなど、重要な立場にあったものと推察される。

また梵釈寺は、滋賀県大津市滋賀里町、琵琶湖の南西に位置し、滋賀県と京都府を隔てる山中に所在した。延暦五年（786）頃に勅命により造営が開始され、次第に封戸や水田が施入された。同十四年（795）には造営の詔勅が発せられ、山水の勝地を拓いて禪院を草創し、土木の妙製を尽くして伽藍を装飾したという。そして浄行の禪師十名を置き、三綱はその中から任ぜられた。

初期の梵釈寺に関係する人物として、僅かに等定・常騰・永忠の事例が確認できる。またその創建をめぐり、藤原百川・等定ら、桓武天皇を擁立する人々の因縁譚が伝えられている。施暁は等定や桓武天皇と近い関係にあり、山林修行に熱心な僧であるから、実際に梵釈寺の初代住持であったかは別にしても、その経営に関わった可能性は高いと見てよいだろう。

施暁による延暦十一年(792)の奏上は、当時の有力な僧たちの山林修行に関する信念を推測しうる貴重な史料と言えよう。この中で施暁は「夫れ沙門積侶は、三界の旅人なり。国を離れ家を離れて、親無く族無し。或いは山林に坐して道を求め、或いは松柏に蔭れて禅を思ふ」と述べていた。つまり、仏者の本分は山林修行(出世間)にあるとの信念である。さらにそれは「避世出塵の操有りと雖も、護国利人の行を忘れず」とあるように、単なる自利行ではなく、護国利人という利他行を見据えたものであると補足した。山林修行(出世間)とは、言い換えれば世俗における生業の放棄である。私的な檀越との関わりが規制されていた当代において、その最たる外護者・檀越となりうるのは天皇であった。施暁は「万邦を衛護するは唯だ仏化に資るのみにして、三宝を弘隆するは帝功に非ざること靡し」と述べ、仏法(特に山林修行)は護国利人に通ずるとして、天皇に修行者の支援を求めた。

一方、梵釈寺造営の詔勅は、当時の為政者の意図・仏教信仰を物語るものとして注目すべきものであろう。当時の為政者たちは、「天下の安寧は、緇徒の神力による」との考えを有していた。仏者の神力に対する期待と畏怖を背景として、桓武期には、僧尼の才徳を高めるとともに、寺家の勢力を押しさえる施策が頻繁になされている。僧尼の山林修行は、それが天皇の統制下にある限り、望むべき徳行であった。桓武天皇は施暁の奏上に応えるが如く「冀う所は、還は馳驟に経るとも、永えに正法を流し、時は陵谷を變ずとも、恒に仁祠を崇むることなり」とし、山林淨域における禪院の造営を宣言した。天皇が仏法(特に山林修行)を外護するという善因の功德により、上は皇祖から下は万靈にいたる冥福、さらには皇統の永続と万民の豊樂、ひいては一切衆生の仏果を願つてのことであった。

ここに仏者と天皇の相依関係を垣間見ることができよう。仏者は山林修行を志求し、天皇に支援を求めた。天皇は天下の安寧を期待し、仏者の山林修行を外護した。梵釈寺の造営は、両者の意志を反映した、新たな仏教信仰のあり方を象徴する事業であったと言えるのではないだろうか。そしてそれは、嵯峨天皇と玄奘との関係を経て、最澄・

空海<sup>④</sup>らへと引き継がれてゆく。こうした一連の仏教信仰の基礎をなした人物としても、施暁の存在はより評価されるべきであろう。

なお、梵釈寺はその後においても、山林浄域において浄行の十禪師を擁する修禪・修学・護国の寺として、重視されていたようである。しかし寺門・山門抗争の余波を受けて衰退したとされる。

註

- (1) 本論致では、世俗と相対する意味での山水林泉における仏道修行と理解しておく。
- (2) 『令義解』二「僧尼令」(『新訂増補国史大系』二・二八四～五頁)
- (3) 『統日本紀』一一「天平六年十一月戊寅条」(『新訂増補国史大系』二・一三五頁)
- (4) 佐藤正伸「日本密教受容の背景についての一考察―浄行をキーワードとして―」(『高野山大学密教文化研究所』別冊一・一九九九年)
- (5) 『統日本紀』二一「天平宝字二年八月庚子条」(『新訂増補国史大系』二・二五三頁)
- (6) 『日本国現報善悪霊異記』下「拍于憶持千手呪者以現得悪死報縁第十四」(『新日本古典文学大系』三〇・二七二頁)には、神護景雲三年(769)頃の説話として、京を本貫とする小野朝臣庭麿なる人物が優婆塞となり、常に千手呪を誦持して、越前国加賀郡の部内の山を展転として修行したと伝える。
- (7) 『統日本紀』三一「宝龜元年十月丙辰条」(『新訂増補国史大系』二・三八六頁)
- (8) 『統日本紀』三二「宝龜三年三月丁亥条」(『新訂増補国史大系』二・四〇二頁)

- (9) 『日本国現報善惡靈異記』中「未作畢仏像而棄木示異靈表縁第廿六」(『新日本古典文学大系』三〇・二四九頁)、下「憶持法花経者舌著之曝觸體中不朽縁第一」(二六二頁)
- (10) 高田淳「早良親王と長岡遷都―遷都事情の再検討―」(林陸朗先生還暦記念会『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会・一九八五年)
- (11) 拙論「吉野山の報恩法師」(『現代密教』一七・二〇〇四年)
- (12) 藪田香融「草創期室生寺をめぐる僧侶の動向」(京都大学読史会創立五十年記念『国史論集』一・一九六九年)、達日出典『室生寺史の研究』(巖南堂書店・一九七九年)
- (13) 和歌森太郎「日本上代山岳信仰の研究」(『歴史教育』一四―五、六、七・一九三九年)、「中世修験道の前景とその成立」(『史潮』九―三、四・一九三九年)、堀一郎「上世仏教の呪術性と山林の優婆塞禪師について」(『東北大学文学部研究年報』三・一九五二年)、「我が国民間信仰史の研究」(『宗教史編』(東京創元社・一九五三年)、古江亮仁「奈良時代に於ける山寺の研究」(『大正大学研究紀要』三九・一九五四年)、石村喜英「上代山寺に於ける僧尼の生活」(『日本歴史』一〇二・一九五六年)、高瀬重雄「古代山岳信仰史の研究」(角川書店・一九六九年)、藪田香融「古代仏教における山林修行とその意義」(『南都仏教』四・一九五七年)、佐久間竜「山沙弥所と山林師所」(『続日本紀研究』六一―二・一九五九年)、下出積興「古代における山岳信仰と仏教」(下出積興博士還暦記念会編『日本における国家と宗教』大蔵出版・一九七八年)、根本誠二「僧尼令禪行条について」(『日本仏教』四五・一九七八年)、沼義昭「日本における山岳宗教の一研究」(『立正大学人文科学研究年報』特別号二・一九七九年)、達日出典『奈良朝山岳寺院の研究』(名著出版・一九九一年)など。
- (14) 前掲註(13)藪田論文。ただし当論文をもとに、比蘇山寺にて虚空蔵菩薩求聞持法を行ずる修行者たちを「自然智宗」とする見解については、否定されている。(前谷彰(恵紹)「虚空蔵求聞持法と自然智宗」『仏教文化の諸相(高木伸元博士古稀記念論集)』(山喜

- 房仏書林・二〇〇〇年)
- (15) 『月刊考古学ジャーナル』(特集・山岳寺院の新研究) (四二六・一九九八年)、『佛教藝術』(特集・山岳寺院の考古学的調査・西日本編) (二六五・二〇〇二年) など。
- (16) 肥後和男『大津京趾の研究』(文泉堂・一九四〇年)、福山敏男『梵釈寺について』(『史迹と美術』十六(一)、一九四六年)、堅田修『桓武天皇と梵釈寺』(『古代文化』九(二)・一九六二年)、西口順子『梵釈寺と等定』(『史窓』三六・一九七九年)、牧伸行『永忠と梵釈寺』(『史学論集』(仏教大学文学部史学科創設三十周年記念)・一九九九年) など。
- (17) 村尾次郎『桓武天皇』(吉川弘文館・一九六三年)、井上光貞『日本古代の国家と仏教』(岩波書店・一九七一年)、舟ヶ崎正孝『光仁・桓武朝仏教の一考察―梵釈寺創建をめぐる―』(『大阪学芸大学紀要A人文科学』十四・一九六六年)、伊藤信博『桓武期の政策に関する一分析(一)』(『言語文化論集』二六(二)・二〇〇五年) など。
- (18) 『類聚国史』一八七「度者・延暦十一年正月庚午条」(『新訂増補国史大系』六・三二二〜三頁)
- (19) 『日本紀略』前一三「延暦十二年二月己巳条」(『新訂増補国史大系』一〇・二八頁)、『僧綱補任』一(『鈴木板大日本仏教全書』六五・六頁)
- (20) 『日本後紀』五「延暦十六年正月辛丑条」(『新訂増補国史大系』三・九頁)
- (21) 『僧綱補任』一「延暦廿三年項」(『鈴木板大日本仏教全書』六五・七頁)
- (22) 『僧綱補任』一「延暦十二年項」(『鈴木板大日本仏教全書』六五・六頁)
- (23) 『統日本紀』三三二「宝龜三年三月甲申条」(『新訂増補国史大系』二・四〇二頁)
- (24) 『扶桑略記』二(『新訂増補国史大系』二・二九七頁)
- (25) 『統日本紀』『日本後紀』『七大寺年表』『僧綱補任』などによる。
- (26) 『扶桑略記』二(『新訂増補国史大系』二・二二二頁)

- (27) 『日本国現報善惡靈異記』下「仮官勢非理為政得惡報縁第卅五」（『新日本古典文学大系』三〇・二八八〜九頁）
- (28) 『日本後紀』一二「延暦二十三年十一月戊戌条」（『新訂増補国史大系』三・三七頁）
- (29) 『日本後紀』一二「延暦二十四年正月甲申条・乙酉条」（『新訂増補国史大系』三・三八頁）
- (30) 勝眞は神叡の弟子尊心に師事し、法相と因明にすぐれた。弟子に護命があり、求聞持法を伝えたともされている。常騰は永蔵の弟子で、学究としてすぐれ、六十三卷の経論に註釈を加えたとされる。玄實は興福寺の宣教の弟子で法相屈指の学僧であるが、伯耆や備中にて山林修行に励んだ。桓武天皇の御病祈願を行い、嵯峨天皇から殊遇を蒙っている。永忠は宝亀初めに入唐し、延暦末に帰朝している。著作に『五仏頂法訣』一卷があつたとされる。
- (31) 『本朝高僧伝』四「江州梵釈寺沙門施暁伝」（『鈴木板大日本仏教全書』六三・四三頁）
- (32) 前掲註(17)舟ヶ崎論文。
- (33) 林博通「崇福寺と金勝寺」（『考古学ジャーナル』四二六・一九九八年）、梶原義実「最古の官営山寺・崇福寺（滋賀県）―その造営と維持―」（『佛教藝術』二六五・二〇〇二年）
- (34) 『統日本紀』三九「延暦五年正月壬子条」（『新訂増補国史大系』二・五一八頁）
- (35) 『元亨釈書』二三（『鈴木板大日本仏教全書』六二・一八八頁）
- (36) 『七大寺年表』「延暦五年丙寅項」（『鈴木板大日本仏教全書』八三・三五八頁）
- (37) 『僧綱補任』一「延暦四年乙丑項」（『鈴木板大日本仏教全書』六五・六頁）
- (38) 『統日本紀』三九「延暦七年六月乙酉条」（『新訂増補国史大系』二・五三〇頁）
- (39) 『七大寺年表』「延暦十一年壬申項」（『鈴木板大日本仏教全書』八三・三五九頁）。なお『類聚三代格』寺田事・延暦十四年九月十五日条」（『新訂増補国史大系』二五・四四七頁）では延暦十年とする。



- (40) 『類聚国史』一八〇「諸寺・延暦十四年九月己酉条」(『新訂増補国史大系』六・二五七頁)
- (41) 『延喜式』二六「主税上」(『新訂増補国史大系』二六・六四五〜六頁)、三〇「大藏省」(七三二頁)
- (42) 拙論「吉野山の報恩法師」(『現代密教』十七・二〇〇四年)、遠日出典『室生寺史の研究』(巖南堂書店・一九七九年)
- (43) 『日本後紀』八「延暦十八年十二月庚寅条」(『新訂増補国史大系』三・二六〜七頁)
- (44) 『七大寺年表』「延暦十九年庚辰項」(『鈴木板大日本仏教全書』八三・三六一頁)
- (45) 『西琳寺文永註記』(『鈴木板大日本仏教全書』八五・二九〇頁)
- (46) 『三國仏法伝通縁起』中「華嚴宗項」(『鈴木板大日本仏教全書』六二・一六頁)
- (47) 『東大寺別当次第』(『鈴木板大日本仏教全書』六五・二七七頁)
- (48) 佐久間竜「東大寺僧等定について」(『日本歴史』二八五・一九七二年)
- (49) 『類聚国史』一八七「度者・延暦十三年三月戊寅条」(『新訂増補国史大系』六・三二三頁)
- (50) 『類聚国史』一八〇「諸寺・延暦十二年十月丙午条」(『新訂増補国史大系』六・二五七頁)
- (51) 『日本後紀』一二「延暦廿四年六月辛酉条」(『新訂増補国史大系』三・四三頁)
- (52) 『日本後紀』一三「延暦廿四年七月壬午条」(『新訂増補国史大系』三・四五頁)
- (53) 『日本後紀』一三「延暦廿四年九月己丑条」(『新訂増補国史大系』三・四六頁)
- (54) 『日本後紀』二四「弘仁六年九月辛未条」(『新訂増補国史大系』三・三六頁)
- (55) 『日本後紀』二四「弘仁六年四月癸亥条」(『新訂増補国史大系』三・三二頁)
- (56) 『日本後紀』一三「大同元年正月庚午条」(『新訂増補国史大系』三・五〇頁)
- (57) 『日本後紀』一三「大同元年四月丙辰条」(『新訂増補国史大系』三・五七〜八頁)

- (58) 『日本後紀』二〇「弘仁元年九月甲寅条」(『新訂増補国史大系』三八九〜九〇頁)
- (59) 『僧綱補任』一「弘仁六年乙未項」(『鈴木板大日本仏教全書』六五・八頁)
- (60) 『元亨釈書』一六「梵釈寺永忠伝」(『鈴木板大日本仏教全書』六二・二四九頁)
- (61) 『日本紀略』前一四「弘仁七年四月庚子条」(『新訂増補国史大系』一〇・三〇三頁)
- (62) 『寺門高僧記』十「桓武天皇」(『続群書類従』二八上・五七一頁)、『寺門伝記補録』六「梵釈寺」(『鈴木板大日本仏教全書』八六・一四七頁)
- (63) 『十訓抄』第六可存忠直事」(『新訂増補国史大系』一八・七六頁)
- (64) 『統日本紀』三二「宝龜三年三月癸未条・五月丁未条」(『新訂増補国史大系』二・四〇四頁)
- (65) 『公卿補任』宝龜二年条參議正四位下藤百川伝」(『新訂増補国史大系』五三・五三頁)、『日本紀略』前一二「宝龜元年八月癸巳条百川伝」(『新訂増補国史大系』一〇・二四三〜四頁)
- (66) 『統日本紀』「宝龜十年七月丙子条」三五(『新訂増補国史大系』二・四五〇頁)
- (67) 『統日本紀』「宝龜十年七月丙子条追記」三五(『新訂増補国史大系』二・四五〇頁)
- (68) 『統日本紀』「宝龜九年十二月壬寅条・乙巳条・十年正月戊申条・丁卯条・三月丙寅条・己巳条・庚午条・癸酉条」三四(『新訂増補国史大系』二・四三八〜四二頁)
- (69) 『一山年分度者奏状』(西田長男「室生寺の開基―東寺勸智院本『一山年分度者奏状』の紹介によせて―」(『神道及び神道史』三(四)・一九六七年)
- (70) 前掲註(12)遡論文。
- (71) 『元亨釈書』二三「光仁皇帝」(『鈴木板大日本仏教全書』六二・一八七頁)

- (72) 『統日本紀』三〇「宝龜元年十月丙辰条」(『新訂増補国史大系』二・三八六頁)
- (73) 『統日本紀』三二「宝龜三年三月甲申条」(『新訂増補国史大系』二・四〇二頁)
- (74) 『統日本紀』三六「宝龜十一年正月丙戌条」(『新訂増補国史大系』二・四五六頁)
- (75) 『統日本紀』三六「宝龜十一年正月庚辰条」(『新訂増補国史大系』二・四五六頁)
- (76) 『統日本紀』三八「延暦四年五月己未条」(『新訂増補国史大系』二・五〇八頁)
- (77) 『統日本紀』三八「延暦四年七月癸丑条」(『新訂増補国史大系』二・五一一頁)
- (78) 『類聚国史』一八七「度者・延暦十一年正月庚午条」(『新訂増補国史大系』六・三二二～三頁)
- (79) 『統日本紀』三八「延暦四年五月己未条」(『新訂増補国史大系』二・五〇八頁)
- (80) 『類聚三代格』二「修法灌頂事・昌泰四年二月十四日条」(『新訂増補国史大系』二・五七四頁)
- (81) 『類聚国史』一八〇「延暦十四年九月己酉条」(『新訂増補国史大系』六・二五七頁)
- (82) 梵积寺造営の目的、この寺院の位置づけについて、先行研究を整理すれば、およそ次の四点に要約されよう。①天智天皇追慕の寺(前掲註(16)肥後論文、(17)村尾論文、(17)井上論文、『統日本紀五』(『新日本古典文学大系』)、『日本後紀』(『訳注日本史料』)、『国史大事典』など)、②護法の寺(前掲註(17)村尾論文)、③山林修行の道場(前掲註(16)堅田論文、④王城鎮護の寺(前掲註(16)福山論文、(16)西口論文、(17)伊藤論文)。①は定説となっている。確かに梵积寺は天智天皇勅願の崇福寺に隣接し、詔勅にも「上は七廟を奉じ」とあるから、天智天皇追慕が意識されたであろうことは想像に難くない。ただし同時に「下は万邦に覃び」とあるから、「天智天皇追慕」に限定するのは妥当とは言えないだろう。②は梵积寺という寺号を尊重した説であり、梵积二天の護法神のもと、法の追及を目的とする学院とする。確かに梵积二天は護法神であるが、『金光明最勝王経』には、梵天・帝釈天・四天王等の諸天善神による護国思想を説く。梵积二天は仏法はもとより、それを擁護する国王ひいては国土を守護するのであるから、「護法」に限定すべきで

ないと思われる。③仏教革新を担う浄行僧を養成する道場とする説。妥当と思われるが、さらには、浄行僧を擁護する善因の功德、および擁護された浄行僧の神力による、万靈の冥福・天下の安寧・一切衆生の仏果が期されていた。④は詔勅には見られないが、『延暦僧録』『長岡天皇菩薩伝』に「近江に四天王寺を建て」とあること、後に梵釈寺に四天王が置かれ、四天王秘法が修されたことなどを踏まえ、北陸・東海・東山道の要地における四天王による東方守護の寺とする説である。以上の説は、いずれも誤りとは言えないが、一つに限定されるべきではない。その目的・位置づけは重層的・複合的であろう。

- (83) 『統日本紀』三八「延暦四年七月癸丑条」(『新訂増補国史大系』二・五一頁)  
 (84) 『日本後紀』二四「弘仁五年八月壬申条」(『新訂増補国史大系』三・一二七頁)  
 (85) 『類聚国史』一八六「施物僧・延暦十六年四月壬戌条」(『新訂増補国史大系』六・三〇四頁)  
 (86) 『類聚国史』一八六「施物僧・延暦廿一年二月庚寅条」(『新訂増補国史大系』六・三〇四頁)  
 (87) 『類聚国史』一八六「僧尼雜制・延暦十七年十月壬辰条」(『新訂増補国史大系』六・三〇〇頁)  
 (88) 『日本後紀』一二「延暦二十三年正月丁亥条」(『新訂増補国史大系』三・二九頁)  
 (89) 『類聚国史』一八七「度者・延暦十二年四月丙子条」(『新訂増補国史大系』六・三二三頁)  
 (90) 『類聚国史』一八七「度者・延暦十七年四月乙丑条」(『新訂増補国史大系』六・三二三～四頁) なお、この十七年勅を嚆矢とする経論の解義重視の政策は、九世紀を通じて発展し、修学の階梯のみならず法会全般における、論義の重視へつながったという。(上島亨「平安初期仏教の再検討」(『仏教史学研究』四〇(二)・一九九七年))  
 (91) 『類聚国史』一八七「度者・延暦廿年四月丙午条」(『新訂増補国史大系』六・三二四頁)  
 (92) 『類聚国史』一七九「諸宗・延暦廿二年正月戊寅条」(『新訂増補国史大系』六・三二七頁)  
 (93) 『日本後紀』一二「延暦廿三年正月癸未条」(『新訂増補国史大系』三・二九頁)

- (94) 『日本後紀』 一二「延暦廿三年五月庚寅条」(『新訂増補国史大系』三・三三頁)
- (95) 『日本後紀』 一三「大同元年正月辛卯条」(『新訂増補国史大系』三・五〇頁)
- (96) 『類聚国史』 一八六「僧尼雜制・延暦十六年八月甲子条」(『新訂増補国史大系』六・三〇〇頁)
- (97) 『日本後紀』 一二「延暦廿三年正月丁亥条」(『新訂増補国史大系』三・二九頁)
- (98) 『日本後紀』 一三「延暦廿四年十二月庚申条」(『新訂増補国史大系』三・四九頁)
- (99) 『類聚国史』 一八七「還俗僧・延暦十九年八月辛巳条」(『新訂増補国史大系』六・三二一頁)
- (100) 『類聚国史』 一八七「還俗僧・延暦十九年十月己卯条」(『新訂増補国史大系』六・三二二頁)
- (101) 『令義解』 二「僧尼令」(『新訂増補国史大系』二・二八二、二八八頁)
- (102) 『令義解』 二「僧尼令」(『新訂増補国史大系』二・二八一頁)
- (103) 『統日本紀』 三八「延暦四年五月己未条」(『新訂増補国史大系』二・五〇八頁)
- (104) 『類聚国史』 一八六「僧尼雜制・延暦十四年四月庚申条」(『新訂増補国史大系』六・三〇〇頁)
- (105) 『類聚国史』 一八〇「諸寺・延暦十四年七月癸未条」(『新訂増補国史大系』六・二五七頁)
- (106) 『類聚国史』 一八六「僧尼雜制・延暦十七年七月乙亥条」(『新訂増補国史大系』六・三〇〇頁)
- (107) 『類聚三代格』 二「修法灌頂事・昌泰四年二月十四日条」(『新訂増補国史大系』二・五七四頁)
- (108) 『日本後紀』 八「延暦十八年六月乙酉条」(『新訂増補国史大系』三・二二頁)
- (109) 『令義解』 二「僧尼令」(『新訂増補国史大系』二・二八一頁)
- (110) 『令義解』 三「田令」(『新訂増補国史大系』二・二二二頁)
- (111) 『統日本紀』 三七「延暦二年六月乙卯条」(『新訂増補国史大系』二・四九三、四四頁)

- (112) 『類聚国史』一八二「施入物・延曆十四年四月甲子条」(『新訂増補国史大系』六・二七九頁)
- (113) 『日本書紀』二九「天武四年二月己丑条」(『新訂増補国史大系』一下・三三六頁)
- (114) 『統日本紀』三「慶雲三年三月丁巳条」(『新訂増補国史大系』二・二六頁)
- (115) 『令義解』一〇「雜令」(『新訂増補国史大系』二・三三四頁)
- (116) 『統日本紀』三八「延曆三年十二月庚辰条」(『新訂増補国史大系』二・五〇三頁)
- (117) 『統日本紀』四〇「延曆十年六月甲寅条」(『新訂増補国史大系』二・五五四頁)
- (118) 『類聚国史』一八〇「諸寺・延曆十九年四月丁丑条」(『新訂増補国史大系』六・二五七頁)
- (119) 『日本後紀』二四「弘仁六年正月丁亥条」(『新訂増補国史大系』三・二三〇～一頁)
- (120) 『文華秀麗集』「過梵釈寺一首御製」(『扈從梵釈寺心製一首令製』「扈從梵釈寺心製一首藤冬嗣」(『日本古典文学大系』六九・二五九～六一頁)
- 前掲註(16)西口論文。
- (121) 『守護国界章』上之下(『伝教大師全集』二・二九三頁)
- (122) 『統日本後紀』四「承和二年正月庚申条」(『新訂増補国史大系』三・三三六頁)
- (123) 『東域伝灯目錄』(『大正新脩大藏經』五五)「同(無量寿經)」述記一卷(『梵釈寺録』(二一五〇頁下)、「同(法華)」論註三卷(『梵釈寺常騰撰又有子註三卷』(一一五六頁中)、「同(瑜伽)」論鈔三十六卷(法師景法師梵釈寺録云三十一)(一一五六頁下)、「部異執論疏十卷(真諦或成四卷梵釈寺東寺云義記四卷叡山楞嚴院吉祥院四卷十卷本俱有)」(一一六〇頁下)、「梵釈寺(東寺)。衆經要集七卷。諸經要集二十卷(玄暉)。一切經要集三十卷(蕭齊沙門釈僧祐撰)。大唐西域求法高僧伝二卷(大唐天后代三藏義浄撰)。統古今訳経図記一卷(大唐沙門智昇撰)。高僧伝西行抄二卷(義浄)。名僧伝三十一卷(梁沙門釈宝唱撰)一卷副。清涼山伝二卷(藍

- 谷沙門惠辨撰)。鏡中集十卷(積靈実撰)。一切経正名四十卷(一卷教目東寺)。内典博要三十卷(梁代唐孝教撰)。則天大聖皇后集十卷(枚数少故或合卷也披見是多願文集也)。金輪万歳集一卷(已上梵积寺録)。新清涼山伝三卷(近年渡云)。古今帝王年代曆八卷(積靈実撰)。(一一六四頁下、一一六五頁上)
- (125) 『日本紀略』前四「弘仁十一年閏正月丁卯条」(『新訂増補国史大系』一〇・三二〇頁)  
 (126) 『日本三代実録』一二「貞觀八年閏三月廿二日丁卯条」(『新訂増補国史大系』四・一八〇頁)  
 (127) 『日本高僧伝要文抄』三「長岡天皇菩薩伝」(『鈴木板大日本仏教全書』六二・五六頁)  
 (128) 前掲註(16)福山論文。  
 (129) 前掲註(16)西口論文、前掲註(17)伊藤論文。  
 (130) 『金光明最勝王経』五「依空滿願品第十」(『大正新脩大藏経』一六・四二六頁下)  
 (131) 前掲註(90)上島論文。  
 (132) 『類聚国史』一七七「御齋会・承和二年十二月丙戌条」『新訂増補国史大系』六・二一〇頁)、『延喜式』二二「女蕃寮」(『新訂増補国史大系』二六・五三三頁)
- (133) 『統日本後紀』六「承和四年四月丁巳条」(『新訂増補国史大系』三・六六頁)  
 (134) 『統日本後紀』一九「嘉祥二年十月癸卯条」(『新訂増補国史大系』三・二二九頁)  
 (135) 『統日本後紀』二〇「嘉祥三年二月甲寅条」(『新訂増補国史大系』三・二三五頁)  
 (136) 『日本三代実録』七「貞觀五年七月廿七日丁巳条」(『新訂増補国史大系』四・一一四頁)  
 (137) 『日本三代実録』一二「貞觀八年四月五日己卯条」(『新訂増補国史大系』四・一八一頁)  
 (138) 『日本三代実録』三八「元慶四年十一月廿九日己卯晦条」(『新訂増補国史大系』四・四八四頁)

- (139) 『日本三代実録』四七「仁和元年四月廿日甲戌条」(『新訂増補国史大系』四・五八七頁)
- (140) 『日本紀略』後一「延喜二十一年十一月四日条」(『新訂増補国史大系』一一・二四頁)
- (141) 拙論「玄賓法師の生涯―嵯峨天皇よりの殊遇を中心に―」(『智山学報』五四・二〇〇五年)、「嵯峨天皇親書よりみた玄賓法師の人物像」(『佛教文学』三〇・二〇〇六年)
- (142) 例えば空海は、「三界に家無し」(『三教指帰』下(『日本古典文学大系』七一・二一九頁))として、出世間を志求するとともに、「斗藪して道に殉い、兀然として独座せば、水菜能く命を支え、薜蘿これ吾が衣なり。修するところの功德、以て国徳に酬う」(『高野雑筆集』上「藤原冬嗣諸嗣宛」(『定本弘法大師全集』七・一〇八頁))として、山林修行の功德は国徳に應えるものであるとする。さらに仏者が山林修行に励むことができるのは「誠に是れ、堯日の力なり」(『遍照発揮性靈集』三「中寿感興詩并序」(『定本弘法大師全集』八・四四頁))として、日頃の嵯峨天皇の庇護に謝意を示している。

〈キーワード〉 山林修行、十禪師、護国、桓武天皇、仏法王法